

熊本保健科学大学動物実験細則

(趣旨)

第1条 この細則は熊本保健科学大学動物実験規則（平成20年2月1日制定。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、動物実験等の手続及び審査等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(動物実験の倫理基準)

第2条 規則第14条の動物実験計画書には、別紙に定める倫理基準(カテゴリーA～E)に対する自己判断を行い、その結果を記載するものとする。ただし、カテゴリーAの実験については、当分の間、規則第14条は適用しないものとする。

(申請及び報告・届出等)

第3条 規則第14条第1項、第14条第2項、第15条第2項、第16条第1項、第18条第1項、第21条第1項及び第24条4項に規定する申請、報告及び届出等は、別表に定めるところによって行うものとする。

(動物実験計画の立案)

第4条 規則第14条第1項に定める動物実験計画の立案については、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- (6) 遺伝子組換え動物に関する実験については、遺伝子組換え生物等使用安全委員会の審査を受けること。

(動物実験計画の審査)

第5条 動物実験計画書の審査は、次に掲げる要領で行うものとする。

- (1) 動物実験計画に伴う関係書類の手続は、学術振興課を通して行う。
- (2) 受理された動物実験計画書のうち、審査結果が容易に推定できるものについては、委員会において書面審査を行う。
- (3) 書面審査において、判断・調整が困難な動物実験計画については、委員会を開催し、動物実験計画の審査を行う。

(動物実験計画の変更)

第6条 実験実施期間途中の計画変更については、別表に定める様式6により、審査を受けなければならない。

(動物実験等の終了・中止)

第7条 動物実験等を終了又は中止した場合は、別表に定める様式2-1を提出するものとする。

(実験の有効期限)

第8条 通知書により承認された動物実験の有効期限は、承認された日から2年以内とし、実験期間が2年を超える実験については、2年ごとに動物実験中間報告書(別表に定める様式2-2)及び動物実験計画変更申請書を提出しなければならない。

(証明書の発行)

第9条 学長は、第5条に規定する審査を受け、かつ、計画どおりに行われている動物実験については、動物実験責任者が要求する審査に関する証明書を発行することができる。

(飼養保管施設の要件)

第10条 規則第17条に定める飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の要件)

第11条 規則第19条に定める実験室の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、学術研究会議の議を経て、学長が行う。

附 則

1. この細則は、平成20年2月1日から施行する。
2. この細則は、平成21年4月1日から改正施行する。
3. この細則は、平成24年7月1日から改正施行する。
4. この細則は、平成24年12月1日から改正施行する。
5. この細則は、平成25年6月13日から改正施行する。

6. この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。
7. この細則は、平成 26 年 7 月 22 日から改正施行する。
8. この細則は、平成 27 年 7 月 24 日から改正施行する。
9. この細則は、平成 27 年 11 月 1 日から改正施行する。
10. この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
11. この細則は、平成 28 年 10 月 1 日から改正施行する。
12. この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。
13. この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
14. この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。